平成２２年（フ）第１２４号
千葉市中央区白旗１丁目２番14棟103号
債務者　土江　滋乃
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９号
千葉県船橋市金杉６丁目22番12号
債務者　田村美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目９番地９　グリーンヒルズ101号
債務者　醍醐　康夫
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３号
千葉県市原市五井2792番地１　ヴェラハイツ五井第３―1303号
債務者　堀川　武司
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５号
千葉県市原市若宮１丁目８番地８
債務者　永野　久雄
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６号
千葉県市原市若宮１丁目８番地８
債務者　永野　寛子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７号
千葉市中央区都町1253番地６　アンリベールⅠ―205号
債務者　河野　美樹
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９号
千葉市花見川区検見川町３丁目301番地12　プレジュール坂井101号
債務者　下川原力男
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９８号
千葉県船橋市薬円台１丁目７番20号　薬円台コーポラスＢ―102号
債務者　浦山　友喜（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１６号
千葉市美浜区幸町２―16―４―508　岡田方、住民票上の住所千葉県市川市高石神28番７号三番館101号
債務者　北原亜矢子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
千葉県東金市家之子871番地５
債務者　谷口　愼一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４９５号
名古屋市守山区守牧町79番地
債務者　下村　昌子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０８号
名古屋市守山区金屋１丁目18番21号　サン・ミッシェル203号
債務者　稲本　　哲
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４１号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟1103号
債務者　早川　幸広
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３５号
兵庫県姫路市香寺町溝口658番地８
債務者　安積由加里（旧姓越名・足立）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県加古川市加古川町北在家2107番地
債務者　濱野貴美子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３号
大分県佐伯市大字長良1574番地11　コーポハーモニーⅠ―101号
債務者　染矢　枝利
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
北海道苫小牧市見山町３丁目６番８号
債務者　柿田　澄惠
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部